

令和4年度

第385回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局



議長	<p>皆さん、こんにちは。ただいまから令和4年度第385回総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中12名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本総会に欠席の連絡がありますので報告します。5番の島袋貴委員、7番の宮城徳重委員。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、2番の島袋孝栄委員、3番の仲宗根哲也委員、よろしくお願ひします。</p> <p>事前現地調査委員、1番仲宗根正人委員、6番大城信男委員、11番仲泊元輝委員、報告書は6番大城信男委員にお願ひいたします。</p> <p>座って議事を進行したいと思います。</p> <p>議案第1号、受付番号10番から13番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の1ページをお願ひいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>受付番号10番から13番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審査のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは、現地調査報告を1番仲宗根正人委員、6番大城信男委員、11番仲泊元輝委員、ご三名で行っておりますので、調査報告を6番大城信男委員にお願ひいたします。</p>
6番	<p>こんにちは。12月23日金曜日午後1時から4時まで、1番の仲宗根正人委員と11番仲泊元輝委員、そして私6番の大城、また事務局からは譜久山局長と与那嶺主査の5名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては仲宗根正人委員、仲泊元輝委員、ひとつよろしくお願ひします。座って報告します。</p> <p>ご報告します。議案第1号、受付番号10番、見取図の1ページになります。申請地は、大里●丁目●●●番は県立美里工業高等学校の西に位置し、現況はキビ畑でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況につきましても、農業従事者1名で、年農業従事日数150日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第5号の下限面積につきましても申請地の面積1,642㎡で、沖縄市の下限面積の10a(1,000㎡)を満たしております。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはサトウキビの栽培の予定であり、周辺農地との調和もとれていると判断しました。</p> <p>受付番号11番、見取図の2ページになります。申請地は、字池原勢頭原●●●番●は市民ふれあい農園の北に位置し、現況はびわ畑でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、</p>

新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況につきましても、農業従事者1名で、年農業従事日数170日であり、年150日以上の条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第5号の下限面積につきましても申請地の面積2,390㎡で、沖縄市の下限面積の10a(1,000㎡)を満たしております。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地には果樹(みかん)の栽培の予定であり、周辺農地との調和もとれていると判断しました。

受付番号12番、見取図の3ページになります。申請地は、宮里●丁目●●●番は宮里公民館の南東に位置し、現況はキビ畑でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましても、契約更新になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況につきましても、農業従事者1名で、年農業従事日数300日であり、年150日以上の条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第5号の下限面積につきましても今回の申請地は619㎡、受付番号13番の申請地が841㎡で農地面積が1,460㎡となっており、沖縄市の下限面積の10a(1,000㎡)を満たしております。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはサトウキビの栽培の予定であり、周辺農地との調和もとれていると判断しました。

受付番号13番、見取図の4ページになります。申請地は、古謝●丁目●●●番は古謝公民館の東に位置し、現況はキビ畑でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましても、契約更新になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況につきましても、農業従事者1名で、年農業従事日数300日であり、年150日以上の条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第5号の下限面積につきましても今回の申請地が841㎡、受付番号12番の申請地が619㎡で農地面積が1,460㎡となっており、沖縄市の下限面積の10a(1,000㎡)を満たしております。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはサトウキビの栽培の予定であり、周辺農地との調和もとれていると判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。議案第1号 受付番号12番から13番について、私池宮城盛基は農業委員会等に関する法律第31条議事参与に当たりますので、議長を4番の仲宗根光夫さんに交代いたします。私は退席いたします。議長、4番、よろしくお願ひします。

(議長退席)

4番

皆さん、こんにちは。はじめまして。20年も農業委員をして初めてこの席に座ります。チムドンドンというんですか。頑張ります。よろしくお願ひします。

それでは、議案第1号、受付番号12番から13番について委員の意見を求

	<p>めます。</p> <p>休憩します。</p> <p>(一 休 憩 一)</p>
議長	<p>再開いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号12番から13番、農地法第3条の規定による許可申請について委員の意見を求めます。</p>
2番	<p>これは契約更新ですよ。</p>
事務局	<p>更新になっています。ただ1つですね、池宮城さんの経営面積を見ていただきたいんですよ。受入世帯の稼働人数3名中1人の左側の欄ですね。これはちょっと、契約更新ではあるんですけども切れている期間があって、その間で今、営農面積というのがゼロになっている、契約が切れたためにですね。それをまたその地主さんと契約をしたということで、報告でありましたけれども619㎡と841㎡、下限面積を満たしているということになっております。</p>
2番	<p>それで、クリアですか。更新で大丈夫ですか。</p>
事務局	<p>新規なのか契約更新なのかを事務局でも迷ったんですけども、ちょっとうっかりしていたといいますか、ちょっと期間が空いてしまったということで契約更新でいいんじゃないかということで一応契約更新として記載してあります。</p>
2番	<p>ちなみに貸し料の停滞はないですか。</p>
事務局	<p>使用料は払っていたんですが、無償で借りていると困る、賃借のものはちゃんと地料は払ってやっていたと聞いております。</p>
2番	<p>異議はありません。</p>
議長(4番)	<p>議案第1号、受付番号12番から13番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長(4番)	<p>異議なしの声がございます。進行いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号12番から13番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議長（４番）	<p>全員が賛成でありますので、許可といたします。  14番池宮城盛基委員、議長席へ着席ください。</p> <p>（議長復席）</p>
議長	<p>それでは進行いたします。  議案第1号、受付番号10番から11番について、委員の意見を求めます。  2番島袋孝栄委員。</p>
2番	<p>今の10番、11番の譲受人の年齢を教えてください。</p>
事務局	<p>10番の●●●●さんは34歳です。11番の●●●●さんは43歳です。</p>
議長	<p>よろしいですか、2番。  しばらく休憩いたします。</p> <p>（ 休 憩 ）</p>
議長	<p>再開いたします。  議案第1号、受付番号10番から11番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議はありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。  議案第1号、受付番号10番から11番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員が賛成、許可といたします。  議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。  議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。  受付番号5番を読み上げて説明。  以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号についても現地調査されておりますので、6番の大城</p>

	<p>信男委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
6 番	<p>ご報告いたします。議案第 2 号、受付番号 5 番、見取図の 5 ページになります。申請地は市立美東小学校の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は宅地化の現状が則第 4 4 条第 1 号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 1 0 ha 未満であり、第 2 種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第 2 号、受付番号 5 番について委員の意見を求めます。</p>
事務局	<p>事務局からすみません、前回の許可年月日が平成 2 4 年 1 月 2 0 日に許可を受けている土地でございます。以上です。</p>
議長	<p>進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号 5 番を承認相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声があります。 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号 5 番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員が賛成。承認相当といたします。 議案第 3 号、受付番号 1 4 番、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の 4 ページをお願いいたします。 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について。 受付番号 1 4 を読み上げて説明。 以上でございます。ご審査のほどよろしくをお願いします。</p>

議長	<p>それでは、議案第3号についても現地調査されておりますので、6番大城信男委員、現況報告と農地の区分をお願いいたします。</p>
6番	<p>ご報告いたします。議案第3号、受付番号14番、見取図の6ページになります。申請地は市立沖繩東中学校の南に位置し、現況は更地でした。農地区分は宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であり、第2種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第3号、受付番号14番について委員の意見を求めます。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>進行の声が上がっておりますけれども、進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。</p> <p>議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号14番を許可相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声があります。議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号14番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員が賛成。許可相当といたします。</p> <p>議案第4号、受付番号6番から8番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。</p> <p>受付番号6番から8番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審査のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは議案第4号についても現地調査されておりますので、6番大城信男委員、現況報告と農地の区分をお願いいたします。</p>



6 番	<p>ご報告いたします。議案第4号、受付番号6番、見取図の7ページになります。申請地は知花公民館の西に位置し、現況は更地でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた準工業地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号7番、見取図の8ページになります。申請地は市立美東小学校の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であり、第2種農地としました。</p> <p>受付番号8番、見取図の9ページになります。7番と同じですので割愛します。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第4号、受付番号6番から8番について委員の意見を求めます。どうぞ、10番。</p>
10番	<p>受付番号6番なんですけれども、受渡人と譲受人の名字が異なるんですけれども、ここは家族関係にあつての贈与なんですか。</p>
事務局	<p>こちら●●さんと●●さんは、いここに当たっています。</p>
議長	<p>よろしいですか、10番委員。</p> <p>どうぞほかにご意見がありましたら。</p>
議長	<p>「進行」の声あり</p> <p>進行の声が上がっておりますけれども、進行してもよろしいですか。</p>
議長	<p>「はい」の声あり</p> <p>では進行いたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号6番から8番を承認相当とすることに異議ありませんか。</p>
議長	<p>「異議なし」の声あり</p> <p>異議なしの声があります。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号6番から8番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議長	<p>全員が賛成。議案第4号、受付番号6番から8番について承認相当といたします。</p> <p>議案第5号、受付番号74番から86番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。13件ございます。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。</p> <p>受付番号74番から86番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審査のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは議案第5号についても現地調査されておりますので、6番大城信男委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
6番	<p>ご報告いたします。議案第5号、受付番号74番、見取図の10ページになります。申請地は県立コザ高等学校の北東に位置し、現況は屋敷の一部でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号75番、見取図の11ページになります。申請地は市立美東小学校の北に位置し、現況は休耕地でした。農地区分は上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ500m以内に公共施設・医療施設・福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号76番、見取図の12ページになります。申請地は比屋根公民館の東に位置し、現況は畑でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号77番、見取図の13ページになります。申請地は市立宮里中学校の南に位置し、現況は店舗でした。農地区分は土地区画整理法第2条第1項に規定する美里第2土地区画整理地域内にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号78番、見取図の14ページになります。申請地は沖縄県立コザ児童相談所の西に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号79番、見取図の15ページになります。申請地は農民研修センターの北に位置し、現況は更地でした。農地区分は上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ500メートル以内に公共施設・医療施設・福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号80番、見取図の16ページになります。申請地は市立宮里中学校の南に位置し、現況は更地でした。農地区分は土地区画整理法第2条第1項に規定する美里第2土地区画整理地内にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号81番、見取図の17ページになります。申請地は古謝公民館の北</p>

	<p>東に位置し、現況は家庭菜園でした。農地区分は上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ500m以内に公共施設・医療施設・福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号82番、見取図の18ページになります。申請地は沖縄自動車道沖縄北料金場の西に位置し、現況は畑でした。農地区分は申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね300m以内に高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路の出入口にある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号83番、見取図の19ページになります。申請地は旧市立学校給食センター第二調理場の北に位置し、現況は資材置場でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第二種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号84番、見取図の20ページになります。申請地は知花公民館の西に位置し、現況は更地でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた準工業地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号85番、見取図の21ページになります。申請地は市立美東小学校の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であり、第2種農地としました。</p> <p>受付番号86番は85番と一緒にです。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第5号、受付番号76番から86番について、委員の意見を求めます。</p>
議長	<p>「進行」の声あり</p> <p>進行の声が上がっておりますけれども、進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号74番から86番について許可相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしとの声があります。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号74番から86番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>


議長	<p>(賛成者挙手)</p> <p>全員が賛成。許可相当といたします。</p> <p>議案第6号、受付番号13番から16番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、事務局より説明をお願いします。</p> <p>しばらく休憩いたします。</p> <p>(一 休 憩 一)</p>
議長	再開いたします。
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の16ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)。</p> <p>受付番号13番から16番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審査のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	それでは議案第6号についても現地調査されておりますので、6番大城信男委員、現況報告をお願いいたします。
6番	<p>ご報告いたします。議案第6号、受付番号13番、14番、見取図の23ページになります。申請地は北美土地改良区域内にあり、沖縄職業能力開発大学の南に位置し、現況は畑でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10に規定する別紙9の第2の2に該当すると判断しました。</p> <p>受付番号15番、16番、見取図の4ページになります。申請地は県立美里工業高等学校の北西に位置し、現況は野菜畑でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10に規定する別紙9の第2の2に該当すると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>議案第6号、受付番号13番から16番について委員の意見を求めます。どうぞ、2番島袋孝栄委員。</p>
2番	16番の設定を受ける者、説明だけ。●●●さんと言っていましたけど、●●●さん、どっちでしょうか。
事務局	言いましたか、すみません。設定を受ける者、●●●●●さんです。すみません、訂正します。


2 番	分かりました。
議長	よろしいですか。 4 番、仲宗根光夫委員どうぞ。
4 番	1 3 番は少し携わったものとして、この●●さんの場合には、前に畑をされている方が急に病気になってできなくなったものだから、これがしばらくほっておいたら草が繁茂して、契約する前に地主さんと相談してユンボを入れて整地しておきなさいということで、私はアドバイスしました。そういうことでこの●●さんは、知花のほうにおうちがあつて、お嫁に行つて今は、北谷のほうにいるんだけど、マンゴーをおやじさんがやっていたので、マンゴーはしっかり手入れされています。今回の場合、●●●●●さんに相談に行つたら、結局女性の方だから心配をしていたんだけど、大丈夫ですよ、若い人ですが、させてくださいということで、丸く収まりました。頑張ってくればよいなと思います。その方にも青年給付金、自分の名前を出した年数があるものですから、残り分を援助してくればなという話をしていました。ちなみに農林水産課の仲宗根涼子さん、事務局 4 名そろつて 1 回話をしてできればなと思っています。1 年ぐらい自分の名前でマンゴーを出荷したということで、結局 1 年分はなくなりますよということは話はしてあります。
4 番	マンゴーは、池原第二土地改良の奥のほうのハウスにちゃんとマンゴーを手入れしています。1 番委員は、よく知っているんだけど、今回は北美土地改良区の水道の使用とかが一応あるものですから、これもまだ●●●（水利用の管理者）さんのほうには連絡は行っていないと思うので、それはまた話をします。
1 番	現地調査したときも堆肥が入つて、いつでも畑にできる状態ではあつたので、いつでも始められる。
4 番	皆様も応援してください。心配なのは、周辺が菊農家でありまして、害虫の消毒時が心配です。
1 番	隣は仲宗根哲也委員ですから、配慮してくれると思います。向かいは屋宜文委員です。
議長	ひとつまたアドバイスして成功させてください。
4 番	以上です。
議長	ありがとうございました。 ほかにございませんか。内容ですけど、進行してもよろしいですか。


議長	<p>「はい」の声あり</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、受付番号13番から16番は承認することに異議ありませんか。</p>
議長	<p>「異議なし」の声あり</p> <p>異議なしの声があります。議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、受付番号13番から16番を承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員が賛成。議案第6号、受付番号13番から16番を、沖縄市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想第4第1項第1号に該当することとし、承認いたします。ありがとうございました。</p> <p>議案第1号から第6号までのご審議、大変お疲れさまでございました。これをもちまして、令和4年度第385回総会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和4年12月27日

会 長 池宮城 輝基 

議 長 池宮城 輝基 

2 番 島袋 孝栄 

3 番 仲宗根 穆也 